

## リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る政省令案の意見募集開始について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 今般、標記に係る意見募集※1※2が開始されましたので、ご案内致します。
- 政省令案※3に記載がある主なポイントは以下のとおりです。
  1. リスク対応掛金
    - ・ 財政悪化リスク相当額の測定
    - ・ リスク対応掛金の設定方法
    - ・ 責任準備金の定義
  2. リスク分担型企业年金
    - ・ 給付調整の仕組み
    - ・ 財政悪化リスク相当額の測定
    - ・ 掛金の設定方法
- 財政悪化リスク相当額の具体的な測定方法等については、政省令案に記載がないため、第17回企業年金部会の厚生労働省資料をもとに記載しています。

※1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160076&Mode=0>

※2 意見募集期限：平成28年6月26日（日）必着

※3 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政省令案、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

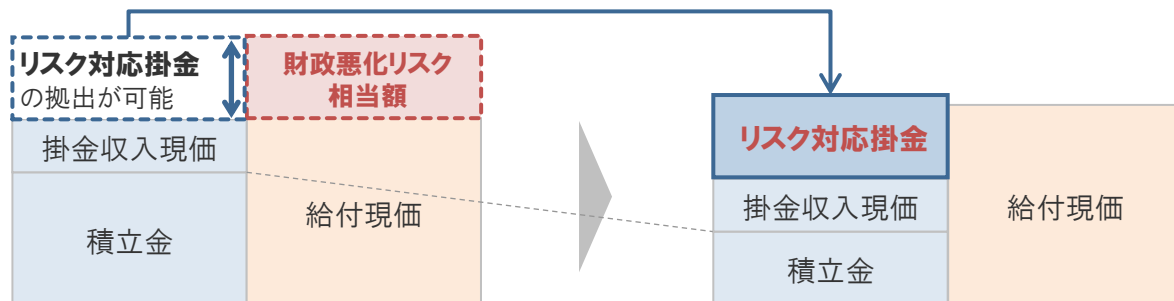
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## リスク対応掛金

- 不況期等に掛金増加につながらないように、通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険(将来のリスク)に対応する額として「財政悪化リスク相当額」を予め測定
- 「財政悪化リスク相当額」の水準を踏まえて、「リスク対応掛金」の拠出を可能にする
- 新しい要素(「財政悪化リスク相当額」「リスク対応掛金」)を踏まえ、財政均衡(支出と収入のバランス)の考え方(責任準備金と積立金の関係)が変更
- 原則、全てのDB制度※へ適用 ※受託保証型DBや簡易基準DB(加入者500人未満等が条件)を除く

《現時点》

《将来の財政悪化時》



### 財政悪化リスク相当額の測定

政省令案には具体的記載なし。第17回企業年金部会資料より作成。

- ✓ 20年程度に一度の損失にも耐えうる基準として、「標準方式」もしくは「特別方式」にて測定
- ✓ 所定の係数が定められていない資産(その他資産)の割合が20%以上の場合は、「特別方式」が必須
- ✓ 財政計算(定例財政再計算以外も含む)毎に定める(初回設定は、定例財政再計算前でも可能)

### 《標準方式》

- 将来の価格変動による積立金の減少を想定し、財政悪化リスク相当額を測定
- 具体的な測定方法は以下のとおり
  - ①資産区分ごとに、資産残高に所定の係数を乗じ、これらの合計額を算出
  - ②係数が定められていない資産(その他の資産)の額を勘案した補正率※を算出
  - ③「①の額×②の補正率」が「財政悪化リスク相当額」の測定値

### 【計算例】

資産区分	係数が定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産残高	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産残高×所定の係数	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円 (①)	補正率 (×1.07 (②))	2.46億円

※補正率＝資産合計\* / 係数が定められている資産の合計額

\* 資産合計が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額とする

財政悪化リスク相当額＝2.46億円  
(＝2.3億円×1.07)

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 《特別方式》

- 厚生労働省の承認または認可を得ることで、「財政悪化リスク相当額」を各制度の実情に合った方式で計算することも可能

採用・変更・終了にかかるときの手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別方式を採用しようとする場合は予め厚生労働省の承認または認可を得る</li> <li>年金数理人が特別方式による算定が不適当である旨の所見を付した場合は直ちに特別方式の変更または使用を中止する</li> </ul>
算定の考え方・考慮要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付現価から掛金収入現価および積立金を控除した額が将来増加する危険に基づき算定</li> <li>20年に1度の頻度で生じると想定される危険を測定</li> <li>バリュート・アット・リスクによる場合には、片側95%の信頼区間を使用</li> <li>資産の価格変動リスクを考慮すること。また基礎率と実績とが乖離するリスク(負債側のリスク)も考慮するよう努めること。</li> <li>リスク分担型企業年金の場合は予定利率低下リスクも考慮しなければならない</li> <li>算定に関連する全ての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いており、データは特別方式による算定が正確かつ頑健となるような期間にわたる数値を用いること</li> </ul>

## リスク対応掛金の設定方法

- ✓ 財政計算(財政再計算)時に、財政悪化リスク相当額の範囲内で拠出(任意)
- ✓ 拠出方法の選択肢は均等拠出(5年以上20年以内)、弾力拠出、定率拠出(15%~50%)
- ✓ 拠出期間は特別掛金(現に発生している積立不足を償却するための掛金)の償却期間より長期に設定しなければならない

## リスク対応掛金の変更ルール

- ✓ 一度設定したリスク対応掛金は原則として拠出完了まで変更できないが、以下の場合は変更可能

### 《リスク対応掛金を変更できる場合》

要件	変更内容
財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合	特別掛金収入現価の増加額の範囲内でリスク対応掛金額を減少
定例財政再計算に伴い、財政悪化リスク相当額のうち財源が確保されていない部分(財政悪化リスク相当額-リスク充足額(後述))が前回計算時より増加する場合	当該増加部分に対して新たにリスク対応掛金を定め、前回計算したリスク対応掛金に加算
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併・分割</li> <li>規約型→基金型、基金型→規約型への移行</li> <li>加入者数の著しい変動</li> <li>加入者資格または給付設計の変更</li> <li>権利義務の移転承継</li> <li>その他著しい変動(資産構成の大幅な変更等)</li> </ul>	リスク対応掛金を含めた掛金の再設定

### 《リスク対応掛金を変更しなければならない場合》

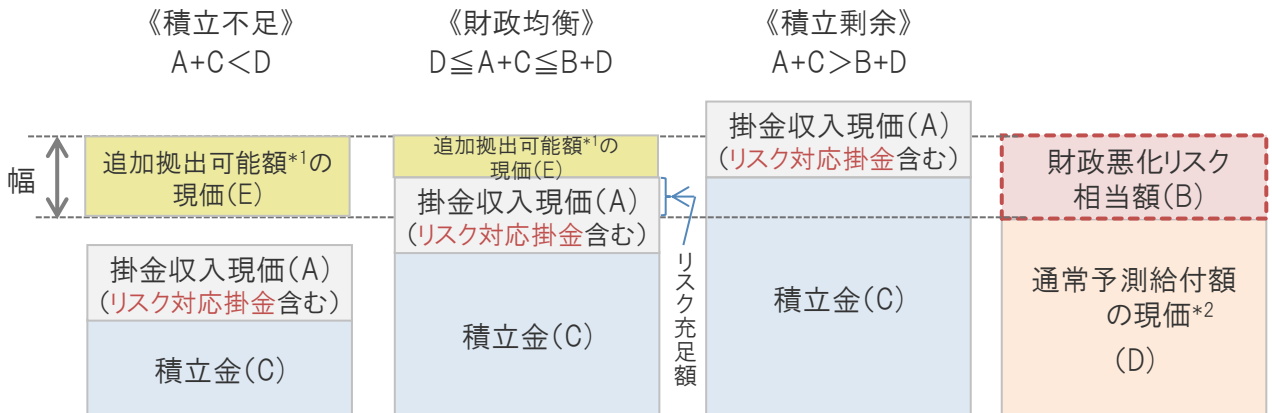
要件	変更内容
財政悪化リスク相当額を超える財源が措置された(リスク充足額(後述) > 財政悪化リスク相当額 となった)場合	リスク対応掛金を減少または拠出を終了

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会には営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 新しい財政均衡の考え方

- ✓ 「リスク対応掛金」の拠出を可能とすることにより、予め給付に必要な額以上の財源の手当てが可能
- ✓ 財政均衡の状態に「幅」を設定



\*1 財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出することが可能な掛金の額の予想額  
「(A)+(C)-(D)」を「リスク充足額」と定義し、追加拠出可能額の現価(E)は「(B)-リスク充足額」で算出

\*2 現行の給付現価

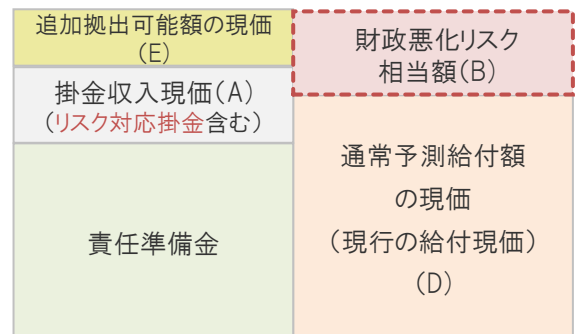
## 責任準備金の算定方法

- ✓ 財政悪化リスク相当額とリスク対応掛金の新設に伴い、責任準備金の算定方法が変更
- ✓ 責任準備金 = 「通常予測給付額の現価(D) + 財政悪化リスク相当額(B)」  
- 「掛金収入現価(A) + 追加拠出可能額の現価(E)」

《改正前》



《改正後》



支出の要素に、現行の給付費用(通常の予測に基づく給付に要する費用の予想額(通常予測給付額))に加え、通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額(財政悪化リスク相当額)を追加

収入の要素に、現行の掛金(標準掛金・特別掛金)に加え、リスク対応掛金および追加拠出可能額を追加

## 財政状況毎の責任準備金と積立金の関係

- ✓ 責任準備金と積立金の関係は新しい財政均衡の考え方と平仄をあわせる

《積立不足》  
積立金 < 責任準備金

《財政均衡》  
積立金 = 責任準備金

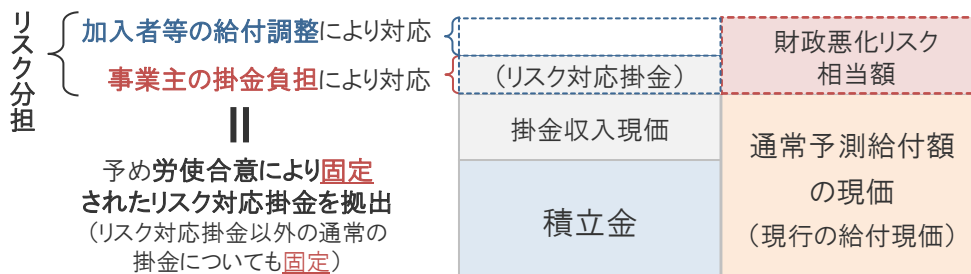
《積立剰余》  
積立金 > 責任準備金

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## リスク分担型企業年金

- 「事業主が事前に拠出する掛金(リスク対応掛金)」と「実際に財政悪化が顕在化した場合の加入者や受給者の給付減額」により、将来発生するリスクを分担する制度
- 掛金を原則固定しつつ、積立状況に応じて給付を調整
- 「財政均衡」の状態にある場合は予め約束した給付が支払われ、「積立剰余」の状態では給付を増額、「積立不足」の状態では給付を減額する



### 給付調整の仕組み

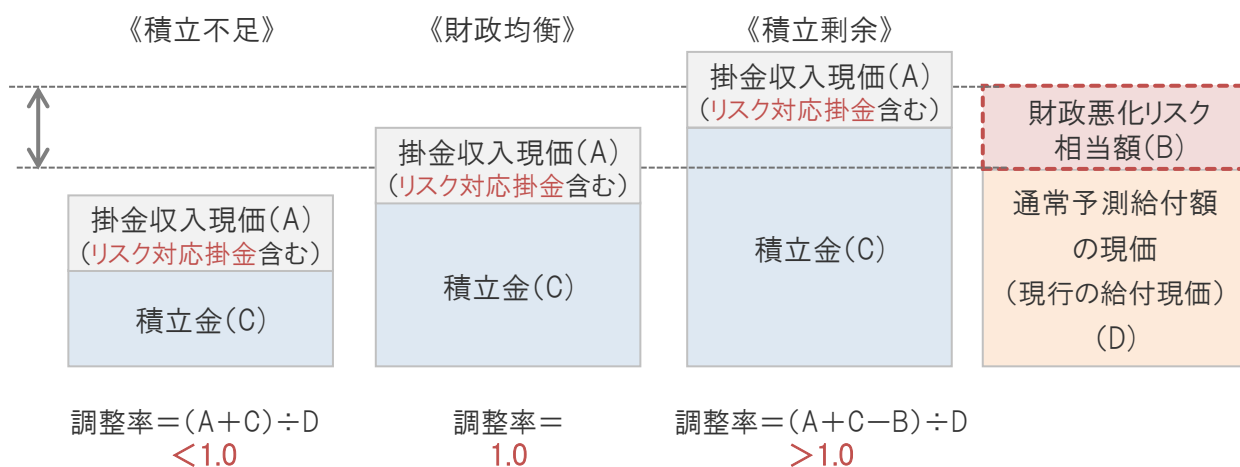
- ✓ 従来のDBIにおける給付算定式に「調整率」を乗じることで給付額を算定→給付が増減
- ✓ 「調整率」は財政決算及び財政計算で確定(改定)し、財政決算日又は財政計算基準日の翌事業年度又は翌々事業年度に適用
- ✓ 「調整率」の確定(改定)後、5事業年度において、当該調整率を段階的に引上げ又は引下げて適用することが可能

従来のDBIにおける給付算定式※



当該年度の調整率

※ 最終給与比例制やポイント制等



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。



## 財政悪化リスク相当額の測定

政省令案には具体的記載なし。第17回企業年金部会資料より作成。

- ✓ 「標準方式」「特別方式」どちらも採用可能
- ✓ 新規に制度を開始する時や制度が成熟していないときには、積立金が十分でなく財政悪化リスク相当額を適切に見込めないため、一定期間後(いわゆる定常状態)の積立金額を推計し、この推計額に基づきリスクを算定する
- ✓ 所定の係数が定められていない資産(その他資産)が10%以上の場合や、予定脱退率等の基礎率変動が大きい場合は特別方式を採用しなければならない

### 《標準方式》

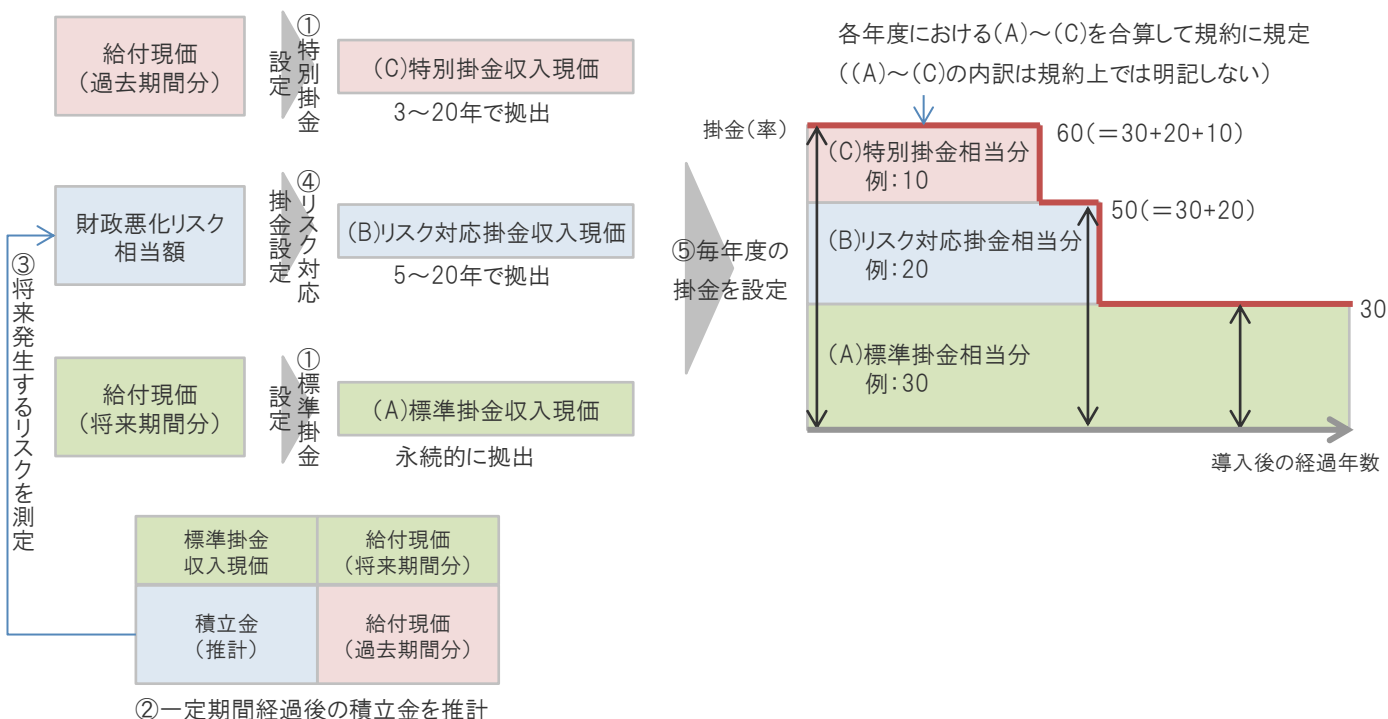
- 以下の価格変動リスクと予定利率低下リスクの合計額を財政悪化リスク相当額とする

価格変動リスク	一定期間経過後の積立金及び政策的資産構成割合(政策アセットミックス)に基づき資産の区分ごとの資産額を推計し、従来型のDB制度における標準方式と同様の所定の係数を用いて算定した価格変動リスク
予定利率低下リスク	一定期間経過後に予定利率が低下(例えば1%低下)した場合の積立不足

## 掛金の設定方法

政省令案に一部記載あり。第17回企業年金部会資料より作成。

- ✓ 制度導入時に、従来型のDBと同様、標準掛金・特別掛金を設定・・・①
- ✓ 「財政悪化リスク相当額」は一定期間経過後(定常状態)の積立金推計額をもとに測定・・・②③
- ✓ 測定された「財政悪化リスク相当額」をもとにリスク対応掛金を設定・・・④
- ✓ 設定された標準掛金・特別掛金・リスク対応掛金の合算額をもとに毎年度の掛金を設定・・・⑤



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

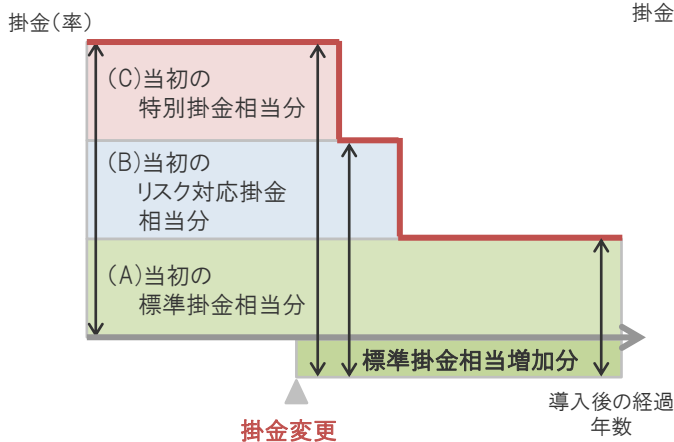
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 掛金の変更方法

- ✓ リスク分担型企業年金は予め設定した掛金を固定する仕組みであり、原則掛金の変更は行わない
- ✓ ただし、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意に基づく場合は掛金の変更が可能
- ✓ 新たな労使合意に基づき掛金を変更する場合は、恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を行わないよう、変更方法は以下①または②(もしくはこれらの併用)に限定される
  - ①当初設定した永続的に拠出する掛金(標準掛金相当分)を増加または減少させる方法
  - ②リスク対応掛金を新たに設定する場合と同様に、拠出しようとする掛金の総額を定め、均等拠出・弾力拠出・定率拠出等により毎期の拠出額を定め、従前の掛金に追加する方法

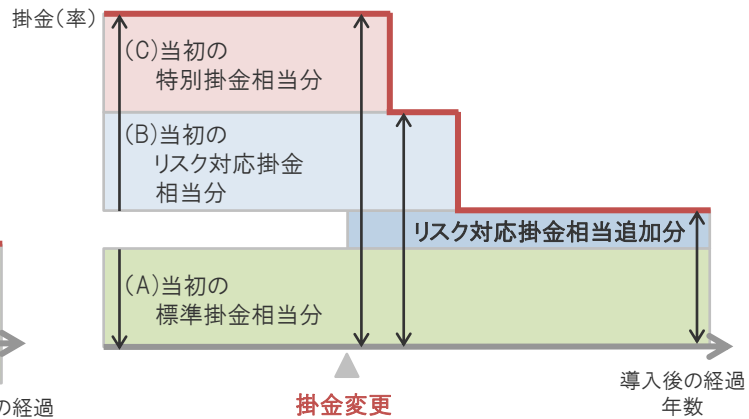
### 《①の方法》

標準掛金相当を増加するケース



### 《②の方法》

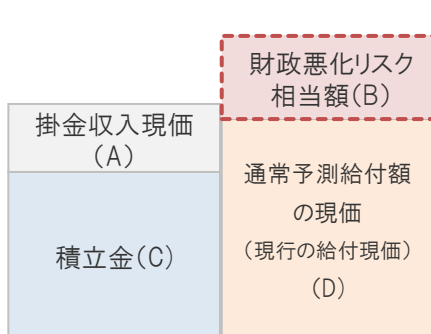
リスク対応掛金相当を追加するケース



## 財政再計算時の取り扱い

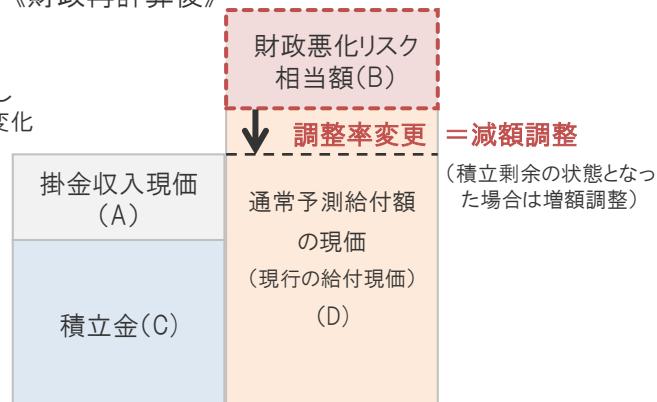
- ✓ リスク分担型企業年金では、財政再計算は行うが掛金(率)の変更は行わない
- ✓ ただし、財政再計算によって基礎率を見直す場合、財政悪化リスク相当額や給付現価、掛金収入現価が変化するため、調整率が見直される場合がある

### 《財政再計算前》



財政均衡  
 $D \leq A + C \leq B + D$   
 調整率1.0

### 《財政再計算後》



積立不足  
 $A + C < D$   
 調整率  $(A + C) \div D < 1.0$   
 給付現価を「A+C」となるよう減額し、財政均衡の範囲内に収めるイメージ

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

- ✓ 運用の基本方針の作成・変更にあたって、加入者の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない

	規約型	基金型
必要な措置	加入者の代表者*を選任し、 ・作成・変更時に意見を述べる機会を与える* ・年1回以上、意見を述べる機会を与える* ・当該代表者からの要請に応じ、運用実績等を開示 *有識者(代理人)に意見を述べさせることも可	・作成・変更時に加入者に意見提出の機会を与える ・作成・変更時に代議員会の議決を経る ・代議員からの要請に応じ、運用実績等を開示

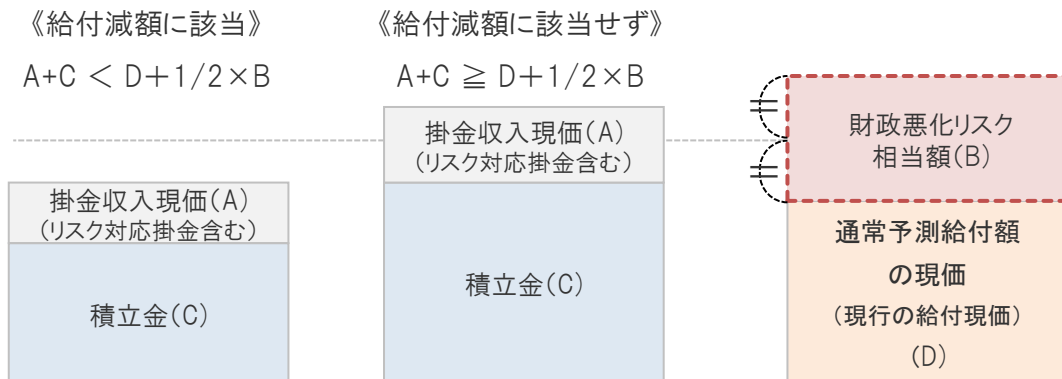
### 通常のDBとの併用

- ✓ 1つの事業所が、通常のDBとリスク分担型企业年金を併用することができる

### 従来のDBからの制度移行手続

政省令案には具体的記載なし。第17回企業年金部会資料より作成。

- ✓ 規約変更手続(給付設計、リスク対応掛金の水準等にかかる労使合意)の他、給付減額判定を行う。
- ✓ 従来のDBからリスク分担型企业年金へ移行する場合、財政悪化リスク相当額のうち掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を下回っている場合は給付減額と判定する(増額調整よりも減額調整が生じる可能性が高いため)
- ✓ 給付減額に該当した場合の手続きは、従来のDBと同様。
- ✓ ただし、給付減額に該当しなかった場合でも、受給者に対しては給付減額手続に準じた手続き要件あり



	給付減額に該当	給付減額に該当せず
必要な手続き	①全受給者に対する十分な事前説明 ②希望者に移行前の給付を一時金支給 ③加入者・受給者に対する給付減額、同意取得等の手続き	①全受給者に対する十分な事前説明 ②希望者に移行前の給付を一時金支給

### 実施事業所の増加・減少時の取扱い

- ✓ 実施事業所が増減する際は、他の事業所の調整率が変化しないよう掛金/移換額を設定する  
**【増加】**増加する事業所に対して他の事業所と異なる掛金を設定することで財政のバランスを図る  
**【減少】**減少する事業所の加入者に支給する一時金や他制度への移換金で調整を図る

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。